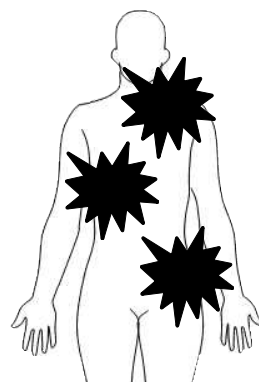


STOP!

違法薬物!!



～カモンくんからのメッセージ～

「覚醒剤」「大麻」「危険ドラッグ」についてみなさんは知っていますか？

「氷」「野菜」「アロマ」等の名称でインターネットでも見かけることがあるかも知れませんが、安易に手を出すと取り返しの付かないことになります。

- ※ ・ 覚醒剤を所持した場合……10年以下の懲役
- ・ 大麻を所持した場合………7年以下の懲役
- ・ 麻薬等を所持した場合………7年以下の懲役
- ・ 指定薬物を所持した場合…3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

※ 令和6年12月12日に大麻取締法が改正され、大麻を使用することも法律で禁止されました。

違法薬物を乱用すると、急性中毒によって死亡することがある他、薬理作用から「幻覚」、「妄想」等の精神障害に陥り、「殺人」、「強盗」、「放火」等の凶悪な犯罪や重大な交通事故を引き起こしたり、自殺を図ったりすることがあります。



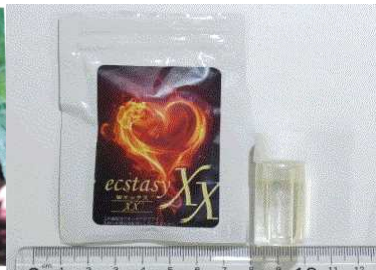
カモンくん



【覚醒剤】



【大麻】



【危険ドラッグ】

「覚醒剤」「大麻」等の「違法薬物」に関し、
「見た」「聞いた」「困っている」

などの情報や相談は、山形警察署や交番・駐在所又は
#9110にご連絡ください。

山形警察署 (代表023-627-0110)

